

第6章

労働市場における規制と経済発展

湊 一樹

要約： 開発途上国を含め多くの国々では、労働市場を規制するために様々な法律や制度が設けられている。しかし、それに対して、規制が労働市場の機能を著しく歪め、実際にはその意図に反して、労働者の厚生を引き下げる役割を果たしているという主張が盛んに行われている。本章では、労働法制が経済活動に与える影響を分析した実証研究を批判的に検討することを通して、開発途上国の経済発展に対して労働法制が果たす役割を考察する際に、どのような視点が重要であるのかを議論する。

具体的には、本章は以下の2つの点を強調する。第一に、先進国における労働法制の影響に関する実証的な研究に共通する問題点を整理し、開発途上国における労働法制の影響を分析する場合にも同様の問題が起こりえることを指摘する。第二に、開発途上国における労働法制の影響を分析する場合には、「法制度の履行」の問題を考慮することが不可欠であるという点を議論する。そして、開発途上国の経済発展に対して労働法制が果たす役割の重要性そのものに疑問を投げかける。

キーワード： 労働市場 労働法制 産業政策 経済発展 法制度の履行

はじめに

労働市場を規制するために設けられている様々な法律や制度は、労働という生産要素が持つそれ特有の性格によって正当化されている。その一方で、規制が行われることで労働市場の機能が著しく歪められ、雇用や賃金だけでなく企業の生産活動にまで悪影響を及ぼしているという批判が盛んに行われている。つまり、労働者を保護することを目的に施行されたはずの各種の労働法制が、その意図に反して、実際には労働者の厚生を引き下げる役割を果たしている可能性があるというのである。

このような問題意識から、労働法制が雇用・賃金および生産活動にどのような影響を及ぼしているのかという点について数多くの実証研究が行われてきた。しかし、膨大な研究

の蓄積にもかかわらず、この点に関して実証的な確証を得るまでに至っているとは必ずしもいえない。さらに、労働法制が経済活動に与える影響について分析した既存の研究は、アメリカやヨーロッパなどの先進国を対象としたものがほとんどであり、開発途上国（特に、後発の開発途上国）における労働法制の影響についての実証的な研究はそれほど多いとはいえない。したがって、「開発途上国の経済発展を推し進めるためには、どのような労働法制のあり方が望ましいのか？」という問いに直接答えるのは、それほど容易ではない。別な言い方をすれば、労働市場における規制を撤廃することで開発途上国の経済発展が促進されるという主張を支持する実証的な証拠は、今のところ十分に揃っているとはいえないのである。

本章では、労働法制が経済活動に与える影響を実証的に分析した既存研究を批判的に検討することを通して、開発途上国の経済発展に対して労働法制が果たす役割を考察する際に、どのような視点が重要であるのかを議論する。具体的には、本章は以下の2つの点を強調する。第一に、先進国における労働法制の影響に関する実証的な研究に共通する問題点を整理し、開発途上国における労働法制の影響を分析する場合にも同様の問題が起こりえるということを議論する。第二に、開発途上国における労働法制の影響を分析する場合には、「法制度の履行」の問題を考慮することが不可欠であるという点を議論し、開発途上国の経済発展に対して労働法制が果たす役割の重要性そのものに疑問を投げかける。

本章の構成は以下のとおりである。第1節では、労働市場を規制するために設けられている法律や制度の内容を概説した後、労働法制が労働市場や企業の生産活動に与える影響をめぐって行われてきた議論の論点について触れる。第2節では、先進国における労働法制の影響を分析した実証研究から得られる主要な結果とそこで用いられている分析手法を整理し、労働法制の影響に関する実証的な分析に共通する問題点を指摘する。第3節では、開発途上国における労働法制の影響を分析する場合にも同様の問題が起こりえることを指摘する。その具体例として、インドの労働法制に関する実証研究を取り上げ、批判的に検討を加える。第4節では、開発途上国における労働法制の役割を考える際に、「法制度の履行」(law enforcement)の問題を考慮する必要性があることを指摘する。

1. 労働法制をめぐる議論

1.1. 労働法制の概要

開発途上国を含め多くの国々では、労働者に対して法的な保護を与えることを目的として、労働に関する様々な法律や制度が設けられている。それらは、大きく分けて以下の4つに分類される (Botero et al. [2004]、World Bank [1995])

第一に、雇用者に比べて弱い立場にある労働者の雇用を保護するために、雇用関係にお

ける雇用者の権限に一定程度の制限が設けられている。最も典型的な例としては、雇用者側の一方的な都合によって突然解雇されるようなことがないように労働者を法的に保護する解雇規制を挙げることができる。ただし、一口に解雇規制といっても、政府などの第三者機関から解雇についての承認を得ることを義務付けるような厳しい内容のものから、ある程度の合理的な理由さえあれば雇用者側に解雇を行う裁量を認めるような緩やか内容のものまで、実際に雇用者の解雇権にどの程度の制約が課されているかは、その具体的な内容次第であるといえる。また、解雇された労働者への退職手当（severance pay）の支払いを雇用者に義務付ける法令なども、雇用者が行使する解雇権に対する実質的な制約として機能している。

第二に、雇用者の権限に労働者が集団で対抗するために結成される労働組合について、その存在と役割に法的な裏付けが与えられている。多くの場合、労働者が労働組合を結成する権利や労働組合が雇用者側と労働条件について団体交渉を行う権利が法的に保障されている。また、雇用者側が労働組合との団体交渉に応じることを義務付ける規定なども広く見られる。さらに、争議（ストライキ）のように実力行使を伴う手段によって労働者側が雇用者に対して異議申し立てを行う権利を認める法令や、争議が行われた場合に雇用者が労働者を職場から締め出すこと（ロックアウト）を禁じる法令なども、労働者が集団として行動する権利を法的に担保している。

第三に、最低限の雇用条件や労働環境が労働者の基本的な権利として保障されている。具体的には、最低賃金に関する規制、労働時間や超過勤務に対しての手当の支払いに関する規制、各種休暇（有給休暇、出産休暇、育児休暇など）の取得の保障、雇用者に対する衛生面や安全面での基準の義務付けなどが挙げられる。また、児童労働を制限する法令や特定の労働者に対する差別的な扱いを禁止する法令なども、最低限の雇用条件や労働環境を保障するための労働法制と考えることができる。

第四に、何らかの理由で労働市場に参加することが不可能または困難な人たちに対して、社会保障制度に基づいて経済的な支援が行われている。高齢者や障害者に支給される各種の年金、失業者に対して支払われる失業給付、病気や出産・育児などの理由で一時的に職場を離れざるをえない人たちに対する給付などがこれにあたる。

以上のように、労働市場を規制するため設けられている法律や制度は実に多岐にわたっており、これらの労働法制によって取り扱われている範囲は広範に及んでいる。

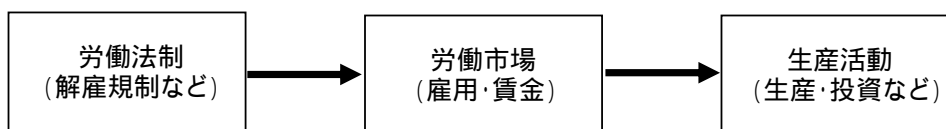
1.2. 労働法制についての論点

「労働」は、「資本」や「土地」と並んで、多くの産業の生産活動において重要な役割を果たす生産要素の一つである。しかし、生身の人間によって供給が行われ、その対価として支払われる賃金から大多数の人々（特に、配当や地代を得られない労働者）が必要不可欠な生活の糧を得ているという点で、労働は他の生産要素とは大きく異なる特徴を有して

いる。そのため、資本市場や土地市場などの他の要素市場と比較して、労働市場はより幅広い規制の対象となる傾向が多く、国々で見られる。

このように、労働市場における様々な規制が労働という生産要素に特有の性格によって正当化されている一方で、規制によって労働市場の機能が著しく歪められ、労働法制が雇用・賃金や生産活動に悪影響を及ぼしているという主張が研究者や政策立案者などによって行われてきた。これらの主張によれば、労働市場における規制が強化されると、労働量の調整（雇用や解雇）に伴うコストが実質的に引き上げられるため企業の労働需要が抑制され、結果として労働市場における賃金や雇用の水準は低下してしまう。また、規制が強化されることによって労働を生産要素として使用するコストが上昇し、企業の生産活動が制約されるため、労働法制は生産量・生産性・利潤などの企業の生産活動全般に悪影響を及ぼしてしまうという議論も行われてきた（図1）。さらに、労働市場が厳しく規制されると、雇用の流動性が失われ、社会における不平等が固定化してしまうという議論もなされている¹。つまり、労働者を保護するはずの労働法制が、実際にはその意図するところとは全く反対に、労働者の厚生を引き下げる役割を果たしているという主張が盛んに行われているのである。

図1 労働法制・労働市場・生産活動の関連性



これに対して、労働法制の有効性を主張する立場からは、制度的な要因による賃金の硬直性や職探しに伴うコストが存在するため、労働市場を十分に規制しなければ社会的に最適な水準以上に過剰な解雇が行われ、社会全体の厚生が損なわれるという議論がなされている（江口 [2004]、労働政策研究・研修機構 [2007]）。

以上のように、労働市場を規制するために設けられた法律や制度が、雇用・賃金および生産活動に及ぼす影響について理論的にははっきりとした結論は得られない。そのため、労働法制が経済活動に与える影響について数多くの実証研究が行われてきたのである。以下の節では、実証的な視点から行われた既存研究を取り上げる。

¹ 本章では詳しく取り上げないが、日本の労働市場における法律や制度の影響についても、実証的な視点から活発な議論が行われている。例えば、福井・大竹編 [2006]、江口・神林 [2008]、奥平 [2008]などを参照。

2. 労働法制の及ぼす影響

2.1. アメリカにおける「不当解雇法」に関する実証研究

Lazear [1990]をはじめとして、労働法制の影響についての多くの実証研究は、国際間比較に基づいた分析を行っている。しかし、異なる国々について比較可能な労働法制のインデックスを作ることが極めて困難であるなど、国際間比較に伴う問題点が数多く指摘されている。以下では、そのような問題が比較的少ないと考えられる設定を利用した実証研究を見ていくことにしよう。具体的には、アメリカの州の間での労働法制の違いを利用したいくつかの研究を取り上げる。

労働市場を厳しく規制する法律や制度が施行されてきたヨーロッパ各国と比較して、アメリカの労働市場は規制が非常に緩やかであり、より柔軟な性格を持っていると考えられている²。その大きな理由の一つとしてよく挙げられるのが、「任意雇用原則」(employment-at-will doctrine)の存在である。これは、原則的に雇用者はいかなる理由でも労働者を解雇することができるというものであり、成文法(statute law)の上では、雇用者が行使する解雇権に対して法的な制約が存在しないことを意味している。

しかし、1970年代に入ってから、任意雇用原則についていくつかの例外を認める判決が各州で立て続けに出されたため、慣習法(common law)の上では、雇用者が行使する解雇権に対してある一定の制約が貸されるようになった。具体的には、

- (1)「黙示的契約例外」(implied-contract exception)
- (2)「公共政策例外」(public policy exception)
- (3)「誠実・公正義務例外」(good-faith exception)

の3つの例外規定が判例によって認められている。一部の研究は、これらの例外規定を総称して「不当解雇法」(unjust-dismissal legislation または wrongful-discharge law)と呼んでいる(Krueger [1991]、Autor, Donohue and Schwab [2004, 2006]、MacLeod and Nakavachara [2007])。

任意雇用原則に対する慣習法上の例外規定を労働市場に対する規制の強化と捉え、この

² ただし、ヨーロッパのすべての国々が一様に厳しい労働法制を施行しているという訳では必ずしもない。Botero et al. [2004]は、労働市場における規制の度合いが国際的に大きく異なっている根本的な要因は「法的起源」(legal origin)にあると議論し、大陸法の国々よりも慣習法の国々の方が労働市場の規制(特に、雇用と労使関係に関する規制)がより緩やかであることを示している。例えば、Botero et al. [2004]が作成した労働法制のインデックスによれば、ヨーロッパの国々の中でも、慣習法を持つイギリスやアイルランドはその他の大陸法の国々と比較して労働市場の規制が緩やかであることが示されている(Botero et al. [2004]の表3)。

労働法制上の変化によってアメリカの労働市場がどのような影響を受けたのかを分析した最初の研究が、Dertouzos and Karloy [1992] (以下、DK [1992]) である。この研究では、例外を認めることで労働市場における雇用が大きく落ち込んだという実証結果が得られた。しかし、その後のいくつかの研究によって、この結論に対して大きな疑問が呈されることとなった。例えば、Miles [2000]は、例外規定が労働市場に影響を与えているという結果は得られないと結論付け、DK [1992]の結果を否定した。

また、これらの実証研究の中で最も詳細な分析を行っている Autor, Donohue and Schwab [2006] (以下、ADS [2006]) は、DK [1992]と Miles [2000]の中間に位置する結論を得ている。ADS [2006]の主な結果を以下のようにまとめることができる。まず、黙示的契約例外が適用されると、その州の雇用率(14~64歳の人口に占める労働者の割合)は0.8~1.7%下落することが確かめられるが、公共政策例外および誠実・公正義務例外が雇用に対して効果を持つという結果は得られない。また、これらの例外規定の適用が賃金に影響を及ぼすという結果は実証的には全く得られない。これらの結果は様々な定式化の下でも同様に得られるが、より長い期間について例外規定の効果を見てみると、黙示的契約例外の適用が雇用率に与える負の影響は減少する傾向があることがわかる³。

では、上記の3つの研究は同じ対象を分析しているにもかかわらず、なぜこれほどまでに異なった結論が導き出されているのだろうか? Autor, Donohue and Schwab [2004]は、3つの研究を詳細に比較・検討することを通して、この点に関して説得的な議論を展開している。まず、DK [1992]については、使われている計量手法に大きな欠陥があることを指摘している。DK [1992]は、各州における任意雇用原則の例外規定の有無が内生的に決まっている可能性を考慮して、例外規定の有無を表すダミー変数に代わる操作変数を使い、二段階最小二乗法(two-stage least squares: 2SLS)による推定を試みている。しかし、使われている操作変数の妥当性に大きな疑問があることに加え、2SLSの手法が正しく使われていないなどいくつかの重大な問題点が指摘されている⁴。使用されているデータや変数の定義に若干の違いはあるものの、ADS [2006]の計量手法を用いてDK [1992]のデータ

³ 基本となる定式化では、1978~1990年の月次データを使用し、例外規定を認める判決が出される直前の24ヶ月と判決が出されて以降の13~36ヶ月(2年目と3年目)を比較することで、例外規定を適用したことによる効果を推定している。ただし、判決が出された後の期間として60~84ヶ月(6年目と7年目)をとると、例外規定の適用による効果の推定値は大きく減少し、統計的にも優位ではなくなることが示される(ADS [2006]の表4)。

⁴ Autor, Donohue and Schwab [2004]は、DK [1992]が用いている操作変数がexclusion restrictionを満たしていないことを詳細に議論している。さらに、DK [1992]が用いている2SLSの手法の問題点として、以下の3点を指摘している。(1) 第2段階の推定式に含まれている外生変数の一部が、第1段階の推定式には含まれていない。(2) 第1段階の推定から得られたfitted valueを内生変数の代わりに使って、直接最小二乗法で第2段階の推定を行っている。(3) 例外規定の有無を表すダミー変数の操作変数として、連続的に変化する変数を用いている。

を分析すると、ADS [2006]と整合的な結果が得られることが示されている。

また、Miles [2000]の結果との相違については、各州での任意雇用原則の例外の有無を表すダミー変数の定義の仕方が異なるために、実証結果も違ったものになったという点を論じている。つまり、ADS [2006]では、弁護士が任意雇用原則の例外が認められたことをクライアント・レターで企業に知らせるような初めての判決が出された時期以降を例外規定が適用された期間としているのに対し、Miles [2000]が例外規定の変数を作成する際に依拠したWalsh and Schwarz [1996]では、例外規定の法的な合理性を最も明確に打ち出した判決が出された時期以降を例外規定が適用された期間としているのである⁵。Miles [2000]の研究についても同様に、ADS [2006]の定義に従って作られた例外規定の有無のダミー変数を使うと、ADS [2006]と整合的な結果が得られることが示されている。

2.2. 労働法制の影響に関する実証研究の問題点

これらの研究は、分析対象が持っているいくつかの設定上の利点を活用することで、労働法制が労働市場に及ぼす効果を実証的に検証しようと試みている。

第一に、上記の3つの例外のうち判例として認められている例外の種類がそれぞれの州によって異なるとともに、同じ例外であっても有効性を認めた判例が出されたタイミングが州によって異なるという点である。したがって、それぞれの例外規定の適用の有無について、州の間での変動と時間を通しての変動の両方を利用して、例外規定の存在が労働市場に及ぼす影響を分析することができるのである。これは、各州に一定の政策的裁量が許される連邦制を採用している国々について分析する際によく利用される手法である⁶。

第二に、一つの国に属する複数の州を分析対象としているため、国際間比較に基づく実証分析などと比べると、分析の単位の間での異質性の問題はそれほど深刻ではないと考えることができるという点である。また、すべての州が共通して受ける影響（例えば、マクロ的な景気変動や連邦政府による経済政策などの要因）をコントロールすることもある程度可能であるため、実証分析をする際の技術的な問題がより少ない形で労働法制上の変化が労働市場に及ぼす影響を検証できるのである。

⁵ 3つの例外規定の適用時期を50州について比較すると、Miles [2000]とADS [2006]の間では、合計150例のうち28例について一致していない。特に、黙示的契約例外と公共政策例外については、それぞれ16例と11例の判断の食い違いがあることが示されている（Autor, Donohue and Schwab [2004]の表3）。

⁶ つまり、例外規定の適用が行われた州（実験グループ）と行われなかった州（対照グループ）の間で、例外規定の適用が開始される前後の間での雇用や賃金の変化についての程度の違いがあったのか（適用開始前後の差のグループ間での差）を推定する手法であるdifference-in-differenceに基づいて実証分析を行っている。後述するように、連邦制を採用するインドにおける労働法制の影響を分析したBesley and Burgess [2004]も、同様の手法を用いて分析している。

第三に、労働法制のインデックスの定義が比較的明確であるという点である。例えば、国際間比較を行う場合には、国と国との間で労働法制について多様な側面での違いを考慮するために、いくつかの構成要素から成るインデックスを作る必要がある。しかし、それぞれの構成要素に置くウェイトの大きさなどによって、分析結果が大きく変わるという問題が起こる場合もあるため、インデックスの作り方が明確で恣意性の入り混む余地があまりないということは分析上の大きなメリットである。

ただし、それでもなお分析上の問題点はいくつか残っている。まず、労働法制が内生的に決まっている可能性について考慮することが必要がある。特に、労働法制と産業政策の間に存在する可能性のある何らかの相関関係にどのように対処するかということは、労働法制をはじめとする法律や制度が経済に及ぼす効果を実証的に分析する上で特に重要な問題点である。例えば、アメリカの州の間での特定の労働法制の違い（right-to-work law と呼ばれる法律の有無）が生産活動にどのような影響を及ぼしているのかを分析した Holmes [1998]は、労働法制の効果として推定した値がその他の産業政策の効果も反映している可能性について言及している。次節では、この点を具体的に見るために、インドにおける労働法制の影響を分析した実証研究を検討する。

さらに、国際間比較よりも州間比較のほうが労働法制のインデックスの定義が容易であるとしても、具体的にどのように定義するかという問題は依然として重要である。インデックスの定義の仕方によって、得られる結果が大きく変わる可能性があることはすでに見た通りである。また、この点に関連して、法制度が存在することとそれが履行され実際に効果を発揮するということは全く別の問題であるという点にも気を付けなくてはならない。この点については、第4節で改めて触れる。

3. 開発途上国における労働法制

3.1. インドにおける「1947年労働争議法」

インドでは、他の開発途上国に先駆けて比較的早い時期に工業化が始まったため、すでに独立する以前から労働市場を規制するための法制度の整備や労働組合の組織化が行われていた。そして、独立してから現在に至るまで、インドでは雇用者による搾取から労働者を保護することを目的として、実に様々な法制度が施行されてきたことは広く知られている。

その中でも労働者の雇用の保護に最も関係しているのが、「1947年労働争議法」(Industrial Disputes Act, 1947)である。同法は、労使間の交渉や調停・仲裁による労働争議の解決のための枠組みを定めるとともに、100人以上の雇用規模の事業所が一時的雇・人員整理や事業所の閉鎖などを行う際には、政府から事前承認を得ることを義務付け

ている。また、雇用規模が 50 人以上 100 人未満の事業所についても、一時解雇・人員整理や事業所の閉鎖などの際には、政府への事前予告や対象となる労働者への補償金の支払いなどを行うことが定められている（木曾 [2003: 218-21]）。したがって、製造業の場合、未登録部門（動力を使用する場合は雇用規模 10 人未満、使用しない場合は 20 人未満）の企業は同法から直接的な影響を受けることはないが、登録部門（動力を使用する場合は雇用規模 10 人以上、使用しない場合は 20 人以上）の中でも比較的規模の大きい企業は、労働争議法の適用対象となる⁷。

政府からの事前承認を義務付けるという内容から明らかなように、労働争議法は雇用者の解雇権に対して極めて大きな制約を課す解雇規制を含んでいる。そのため、労働争議法は労働市場の機能を著しく阻害する要因の一つであり、経済成長をさらに推し進めるためには、同法の改正（例えば、適用対象となる事業所の雇用規模の引き上げなど）をはじめとする労働市場の規制緩和が必要であるという議論が以前から盛んに行われてきたのである⁸。

3.2. 労働法制が製造業に与える影響

労働争議法がインドの労働市場と生産活動にどのようなインパクトを与えてきたのかという重要な論点について実証的な分析を行った研究として、Besley and Burgess [2004] を挙げることができる。

彼らの研究の特色は、1947 年に中央政府によって制定されて以降、労働争議法の改正を州政府が行うことは憲法で許されてきたという制度的な特徴に着目して分析を行っている点である。つまり、労働争議法の内容が時間を通して変化しているだけでなく、州の間でも異なった動きをしていることを利用しているのである⁹。この点は、前節でも説明したように、労働法制の効果を実証的に分析する上で大きな利点である。また、分析対象となっている製造業の生産活動に大きな影響を与える産業政策（特に、後述する「産業ライセンス制度」）は、制度上は中央政府によってコントロールされていたため、労働関連の法制度以外の点では、州政府は産業政策の面で何ら重要な役割を果たさなかったものと仮定されているのである。

Besley and Burgess [2004] は、以下のような仮説に基づいて、労働争議法が製造業の生産活動に与える影響を実証的に分析することを試みている。

⁷ 後述するように、労働争議法の適用範囲と登録・未登録の区分が完全には一致していないという点に注意が必要である。

⁸ インドの労働市場改革に関する最近の議論については、木曾[2003]、Sundar [2005]、Sharma [2006]などを参照。

⁹ 1976 年と 1982 年には、中央政府によって労働争議法の改正が行われている。Fallon and Lucas [1993]は、これらの改正が各産業の労働需要に与えた影響を実証的に分析している。

仮説 1 : 労働法制によって労働者が手厚く保護されているほど、企業にとって雇用の調整に伴う費用が大きくなるため、登録部門の生産額・雇用量・工場数・生産性はより大きな負の影響を受ける。

仮説 2 : 労働法制によって労働者が手厚く保護されているほど、それによる生産活動への制約を避けるために、雇用規模を拡大することなく未登録部門で生産活動を続けようとする誘因がより大きくなる。

まず、Besley and Burgess [2004] は、各州政府が労働法制の改正を行うたびに、それが「労働者寄り」(pro-worker)の改正であるのか「雇用者寄り」(pro-employer)の改正であるのかに応じてスコアを付けていき、その累積値(r_{st})を労働法制の厳しさを判断するためのインデックスとして利用する。このインデックスは、労働法制が労働者をより手厚く保護している州ほどその値が大きくなり、全く改正が行われない州ではその値はゼロのままになるように定義されている。

そして、1958~92年の登録部門と未登録部門の生産額・雇用量・工場数・生産性などの変数を被説明変数とする以下のような回帰式を推定している(s と t は、それぞれ州と年を表すインデックスである)。

$$(1) \quad y_{st} = \alpha_s + \beta_t + \mu \cdot r_{s,t-1} + X_{st} \gamma + \varepsilon_{st}$$

もし2つの仮説が正しければ、(1)式を登録部門について推定した場合には $\hat{\mu} < 0$ となり、未登録部門について推定した場合には $\hat{\mu} > 0$ となると考えられる。

Besley and Burgess [2004]は、(1)式に基づく計量分析から以下のような結果を得ている。第一に、労働法制が労働者寄りである州ほど、登録部門の生産額・雇用者数・固定資本額・工場数などの水準がより低くなる傾向にある。その他の要因をすべて固定したまま労働法制のインデックスの値を1単位上昇させる(つまり、労働者寄りの改正を行う)と、登録部門の製造業の生産額は約10-18%減少するという統計的にも有意な結果が得られる。また、最も労働者寄りの労働法制を持つと判断されている西ベンガル州をサンプルから除いて推定した場合でも、全く同様の結果が得られることが示される(表1の(1)~(4)を参照)。

第二に、労働法制の影響は統計的にも有意だけでなく、実質的にも有意なインパクトを持つ。各州が中立的な労働法制を維持するという仮想的なシナリオを考え、その場合の登録部門の生産額・雇用者数と実際の生産額・雇用者数の間の乖離を求めるといふ思考実

験を行う。雇用者寄りのアーンドラ・プラデーシュ州の場合、もし中立的な労働法制を維持したならば、1990年の実際の値よりも生産額で28%、雇用者数で27%低い水準にあったと予想される。それとは対照的に、労働者寄りの西ベンガル州の場合、もし中立的な労働法制を維持したならば、1990年の実際の値よりも生産額で24%、雇用者数で23%高い水準にあったと予想される。

第三に、労働法制が雇用者寄りである州ほど、未登録部門の生産額がより大きくなる傾向にある。その他の要因をすべて固定したままインデックスの値を1単位上昇させると、未登録部門の製造業の生産額は約8-9%増加するという結果が得られる。

ただし、この結果が2番目の仮説を支持しているというBesley and Burgess [2004]の結論には疑問が残る。なぜなら、労働法制が適用される境界（雇用規模50人または100人）は、登録部門と未登録部門の境界（雇用規模10人または20人）よりもかなり高いため、労働争議法の厳しさが未登録部門にとどまるかどうか（つまり、10人目または20人目の従業員を雇うかどうか）という企業の選択に影響を与えようとは考えにくいからである。むしろ、この結果は、すべての登録部門の事業所に適用される「工場法」(Factories Act, 1948)の影響によるものであると考えるのが妥当であろう。つまり、労働者寄りの労働争議法を施行している州では、工場法の内容も雇用者を保護する傾向が強いのであれば、労働争議法が未登録部門にとどまるかどうかという企業の選択に全く影響を与えていなくても、労働争議法の内容と誤差項に含まれている工場法の内容の間にある相関によって、仮説2と整合的な結果が得られるのである¹⁰。

第四に、労働法制が雇用者寄りである州ほど、製造業が集中する都市部での貧困率が高くなる傾向にある。さらに、農村部の貧困率や全体的な貧困率と労働法制との間には相関関係が全く認められないことから、労働法制のインデックスが各州政府のガバナンスや貧困対策への取り組みなどの代理変数の役割を果たしている可能性を排除している。これらの結果に基づいて、Besley and Burgess [2004]は、貧困削減の面で見ても、労働法制はその意図とは反対に経済に悪影響を及ぼしていると結論付けているのである。

3.3. 労働法制と経済自由化の関連性 ライセンス制度廃止の効果

市場競争の促進を意図した自由化政策の効果は、技術水準やローカルな制度的条件に依存するため一様ではないという議論が、理論的にも実証的にも主張されている(Acemoglu, Aghion and Zilibotti [2006], Aghion and Griffith[2005])。これらの一連の研究の中には、ローカルな制度的条件として労働市場の規制に着目し、自由化政策の効果の違いを考えようとする研究がいくつか存在する¹¹。このような視点から、インドにおけるライセンス制

¹⁰ 工場法の具体的な内容については、木曾 [2003: 188-9]を参照。

¹¹ 例えば、貿易自由化による効果が労働法制の厳しさに依存することを実証的に分析しているKambourov [2009]などの研究を挙げることができる。また、理論面での議論を示す

度の廃止の影響が各州の労働法制とどのような関係にあるのかを実証的に分析した研究が、Aghion et al. [2008]である。

独立後のインドでは、「1951年産業（開発・規制）法」(Industries (Development and Regulation) Act, 1951)により、雇用規模が一定以上(動力を使用する場合は 50 人以上、使用しない場合は 100 人以上)の企業は、新規の設立・規模の拡張・新規商品の生産を行うためには、政府から「産業ライセンス」(industrial license)の交付を受ける必要があった。しかし、1980年代中頃になし崩し的に始まり 1991年の経済危機以後に本格化した経済自由化によって、産業政策の枠組みも規制を撤廃する方向へと進んでいった。ライセンス制度の場合、1985年に3桁分類の全産業の約3分の1が、そして、1991年の本格的な自由化によってさらに全産業の約2分の1が規制の対象から除外されるに至ったのである (Aghion et al. [2008])

Aghion et al. [2008]は、ライセンス制度の廃止が登録部門の製造業に与える効果は各州の労働法制の厳しさに依存するため、同じ産業であってもその影響はすべての州について一様ではないという仮説を立て、以下の回帰式に基づいて実証分析を行っている (i 、 s 、 t は、それぞれ産業、州、年を表すインデックスである)

$$(2) \quad y_{ist} = \alpha_{is} + \beta_t + \delta \cdot d_{it} + \mu \cdot r_{st} + X_{ist} \gamma + \varepsilon_{ist}$$

$$(3) \quad y_{ist} = \alpha_{is} + \beta_{st} + \eta_{it} + \theta \cdot (d_{it} \times r_{st}) + X_{ist} \gamma + \varepsilon_{ist}$$

d_{it} は、 t 年の時点での産業 i におけるライセンス制度の有無を表すダミー変数である。したがって、(2)式の δ は、ライセンス制度の廃止の平均的な効果を表している。また、仮説を検証する上で重要なのは、(3)式の交差項の係数 θ の推定値である。

これらの回帰式に基づく計量分析から、Aghion et al. [2008]は、以下のような結果を得ている。第一に、ライセンス制度の廃止が登録部門の製造業の生産額に与える平均的な効果は、統計的に有意ではない。この結果は、インド全体の平均で見た場合、ライセンス制度の廃止が登録部門の製造業の生産増に貢献したという結果は実証的には得られないことを意味する。

第二に、ライセンス制度の廃止による生産額・雇用者数・固定資本額の伸びは、労働法制が雇用者寄りの州の方が労働者寄りの州よりも大きい傾向にある ($\hat{\theta} < 0$)。労働法制のインデックスの値が1単位大きい(つまり、労働法制がより労働者寄りである)と、ライセンス制度の廃止による登録部門の製造業の生産額の上昇率は約5-6パーセントポイント

簡単なモデルについては、Aghion et al. [2006]を参照。

ント低くなる。したがって、Besley and Burgess [2004]の結果とあわせると、労働者寄りの労働法制が製造業に及ぼす負の影響は、ライセンス制度の廃止によってさらに深刻化したという結果が得られるのである。

以上の点から、Aghion et al. [2008]は、ライセンス制度を廃止したことによる登録部門の製造業への効果は州によって大きく異なっており、その背後にある要因として重要なのが各州における労働法制の在り方の違いであると結論付けている。

3.4. 労働法制は本当に重要なのか？

すでに述べたように、Besley and Burgess [2004]や Aghion et al. [2008]では、ライセンス制度をはじめとする産業政策が中央政府によって策定・実行されていたため、各州政府は法改正を行うことができる労働関係以外の点ではほぼ同一の産業政策の枠組みに直面していたことが仮定されている。

しかし、政治経済学からのアプローチを採った Sinha [2005]による研究は、このような一見もっともらしい仮定に対して大きな疑問を投げかけるに十分な内容を含んでいる。Sinha [2005]は、中央政府による産業政策という枠組みの中であっても中央政府との交渉や民間企業に対する様々な段階での支援を通して、州政府が民間投資を促進する余地があったことを指摘している。つまり、各州政府の対処の仕方によって、製造業の生産活動に対する中央政府の産業政策による制約の強さも異なったものになるという議論を展開している。

では、中央政府によって決定される産業政策の枠組みの中で、州政府が役割を果たす余地は一体どこにあったのだろうか？ Sinha [2005: 63-72]は、以下の2つの点を指摘している。第一に、中央政府によって行われるライセンス申請の審査のプロセスに、州政府が直接働きかける余地があったという点である。ライセンス制度の下では、中央政府の中に設けられた複数の委員会でライセンス申請の審査が行われ、それに合格すると「内示 (Letter of Intent)」が出されるという仕組みになっていた。このプロセスで、州政府の代表者が委員会での審査に直接参加して意見を述べる機会が許されていた。また、自州への申請の動向を随時チェックし、委員会へ積極的に働き掛けを行っていた州政府や、官僚のコネクションを活用して他州での投資誘致の状況を探っていた州政府もあった。

第二に、最終的に投資が行われるまでには、州政府も様々な手続きや意思決定をする必要があったという点である。ライセンスを申請した企業が、内示を受けてから産業ライセンスを獲得し、さらに実際に投資を行うまでのプロセスには、いくつもの手続きを踏まなければならなかった。その中には中央政府と州政府が共同で行う手続きや州政府が独自に行う手続きが含まれていた。例えば、建設用地の確保、電力の供給、原材料の供給などの手続きについては、州政府の許可を得ることが求められていた。そのため、各州政府がこれらの手続きを適切かつ迅速に処理していたかどうか、内示がライセンスに変換されて、

企業による投資が実際に行われるための重要な鍵であったというのである。

つまり、複雑で込み入ったライセンス制度には、州政府が中央で行われる決定プロセスに介入したり、直接決定を下したりすることができる「選択点」(choice points)が数多く含まれており、中央政府が独占的な役割を果たしていた訳ではなかったのである。実際には、中央政府による産業ライセンス制度は「穴だらけ」(porous)の制度であったため、“legislative intentions”としてのライセンス制度と“administrative rules”としての制度の運用の間には大きなギャップがあった訳である。

Sinha [2005]が指摘するように、州政府が産業政策の面で主体的な取り組みを行う余地があったのであれば、Besley and Burgess [2004]による実証結果も慎重に見直す必要がある。なぜなら、登録部門の製造業に直接影響を与える各州政府の取り組みと労働法制の間には何らかの相関がある場合、労働法制が製造業に与える効果が正確に推定されないからである。例えば、民間投資の誘致に熱心に取り組む州ほど、労働法制を雇用者寄りに改正する傾向にある場合、労働法制が登録部門の製造業に与える効果として推定された値は投資誘致への取り組みによる効果も含むため、労働法制の効果が実際以上に過大に推定される可能性がある。この点については、州に固有の線形のトレンド項を(1)式に加えた(1')式の推計結果からも指摘することができる。

$$(1') \quad y_{st} = \alpha_s + \beta_t + \mu \cdot r_{s,t-1} + X_{st} \gamma + \delta_s \cdot t + \varepsilon_{st}$$

表1の(5)にある推計結果が示すように、州に固有の線形のトレンド項を加えると、労働法制の効果の推定値の値が大きく変わり、統計的な有意性も消えてしまう。その一方で、標準偏差が大きく上昇していないことから、表1の(1)~(4)の定式化の下では、労働法制の効果の推定値にバイアスが発生している可能性が疑われる。

また、経済自由化後の変化について、Sinha [2005]は次のような興味深い議論を展開している。経済自由化によって中央政府による制約から解放された州政府は、国内外の企業から投資を呼び込むための取り組みを自由に行うことが可能になった。しかし、ライセンス制度の下で形成された「制度的遺産」が、自由化後の投資誘致の取り組みに大きな影響を及ぼしている可能性がある。つまり、自由化以前にすでに投資誘致への取り組みを積極的に行っていた州は、蓄積してきた知識を持つ専門の部署や人員を活用して、民間企業への情報提供や関連する手続きの処理などをより効率的に行うことができるため、自由化以前に投資誘致をした経験の少ない州に対して有利な立場に立つことができる。したがって、経済自由化が製造業の生産活動に与える影響は各州について一様ではなく、自由化以前の各州の投資誘致への取り組みに依存している可能性がある。

以上の議論を考慮すると、Aghion et al. [2008]による結果を別な角度から再検討する必

要があるということがわかるだろう。つまり、Aghion et al. [2008]が議論するように、労働法制の影響によって雇用者寄りの州の方が自由化による恩恵をより多く受けたのではなく、投資を誘致するための政策の一環として労働法制を雇用者寄りに改正してきた州は、自由化以前から誘致に熱心に取り組んできた州であるため、自由化後にその経験とノウハウの蓄積を生かしてより一層多くの投資を州内に誘致することに成功したと考えることができるのである。

4. 労働法制とその履行の問題

法律や制度などのルールが存在するという事とは、それが実際に履行されているということを経済学者は必ずしも意味しない。したがって、法律や制度が実際に履行されているかどうかを気にせず、それらの有無だけに注目していると、法制度の及ぼす影響を分析したことにはならないのである。さらに、法制度の履行が適切に行われていない状況の下では、労働法制の効果やそのあり方を議論すること自体にどれだけの意味があるかにも大きな疑問が残る。これらの論点は、法の支配が比較的弱い傾向にある開発途上国の労働法制についてより重要になるものと考えられる。

以下では、Botero et al. [2004]による国際間比較に基づく実証研究で用いられているデータを使って、労働法制の影響と法制度の履行の関係を見ていくことにしよう¹²。Botero et al. [2004] が使用しているデータセットは、先進国からアジアやアフリカなどの後発開発途上国まで幅広い国々をカバーしたものである。彼らは、「雇用に関する規制」、「労使関係に関する規制」、「社会保障に関する規制」という労働法制の3つの領域についてそれぞれインデックスを各国について作成し、それらが労働市場にどのような影響を与えているのかを実証的に検証している¹³。

まず、Botero et al. [2004]と全く同様の定式化によって、労働規制が「15～64歳の男性の労働参加率」に与える影響を分析した結果を示しているのが表2の(1)と(2)である¹⁴。雇用に関する規制と労使関係に関する規制が、男性の労働参加率に影響を与えているという結果がそれぞれ得られる。また、Botero et al. [2004]では行われていないが、表2の(3)のように2つの規制のインデックスを同時に加えて推定をした場合でも、どちら

¹² このデータは、<http://www.economics.harvard.edu/faculty/shleifer/dataset> から入手することができる(2009年3月3日アクセス)。

¹³ それぞれの規制のインデックスの詳細な定義と各国の値については、Botero et al. [2004: 1346-64]を参照。

¹⁴ 社会保障に関する規制が有意な効果があるという結果はどの定式化でも得られない。また、表2と表3で行われている推計に社会保障に関する規制のインデックスを加えても結果は全く変わらない。そのため、表2と表3ではこの変数を省略している。

のインデックスの推定値について質的な結果はほとんど変わらない。さらに、表2の(4)では、「地域ダミー」を加えた回帰式から得られた結果を示している。この場合には、表2の(1)や(3)と比較して、雇用に関する規制が男性の労働参加率に与える影響の推定値は大幅に減少するが、労使関係の規制が男性の労働参加率に与える影響の推定値については大きな変化はみられない。

次に、法制度の履行が脆弱な傾向にある開発途上国にサンプルを絞って同様の分析を行った結果を示しているのが、表2の(5)～(8)である。ここで用いられているサンプルは、男性の労働参加率のデータが得られるすべての国々(78ヶ国)の中から1人あたりのGDPが第3五分位以下の国々(47ヶ国)によって構成されている¹⁵。このサンプルを用いると、データが得られるすべての国々で構成されたサンプルの場合と比較して、いずれの推定結果についても労働規制が男性の労働参加率に与えるインパクトが小さくなっていることがわかる。また、推定値も統計的に有意ではなくなっているが、これは標本数が減って標準誤差が大幅に増加したことだけによる影響ではない。つまり、開発途上国にサンプルを絞ると、労働市場における規制が男性の労働参加率に悪影響を与えているというBotero et al. [2004]で示されたような実証結果は得られなくなるのである。

一方、「男性の若年労働者(20～24歳)の失業率」を被説明変数として、労働規制が及ぼす影響を分析した結果を示しているのが表3である。表2とは異なり、男性の若年労働者の失業率のデータが得られるすべての国々(52ヶ国)について推定した場合と開発途上国だけに絞ったサンプルで推定した場合とでは、大きな結果の違いは見られない。特に、雇用に関する規制はいずれの定式化の下でも同程度のインパクトを持ち、統計的にも有意性を保っている。このような結果が得られるのは、1人あたりのGDPが第3五分位以下の国々(31ヶ国)の中に後発の開発途上国がほとんど含まれていないためであると考えられる。つまり、被説明変数である男性の若年労働者の失業率のデータが、ほとんどの後発の開発途上国についてそろっていないため、1人あたりのGDPが第3五分位以下の国々をサンプルとした場合でも、比較的貧しい開発途上国が分析の対象には含まれていないのである¹⁶。

一時点のデータを使った国際間比較であるというだけでなく、開発途上国のデータの質に問題がある可能性もあるため、以上の分析からあまり多くのことを読み取るべきではない。しかし、労働法制が労働市場に影響を及ぼすというBotero et al. [2004]で示されたよ

¹⁵ 1人あたりのGDPが中位値以下の国々をサンプルとしても、同様の結果が得られる。

¹⁶ 実際、「男性の若年労働者の失業率」のデータが得られるアフリカの国は、エジプトだけである。また、1人あたりのGDPが第3五分位以下の国々(31ヶ国)に入っているアジアの国々は、1人あたりGDPの低い順に、モンゴル、パキスタン、スリランカ、フィリピン、タイ、韓国の6ヶ国だけである。一方、表2で被説明変数となっている「男性の労働参加率」については、15のアフリカの国々についてデータが得られ、それらのすべてが、1人あたりのGDPが第3五分位以下の国々(47ヶ国)に含まれている。

うな結果は、開発途上国をサンプルとした場合には、それほど簡単には成り立たないということだけは確認できるだろう。そして、このような結果が得られたのは、法の支配が比較的脆弱な開発途上国では、法制度の存在とその履行の間にギャップがあるためであると考えることができる。つまり、開発途上国では労働法制が設けられていたとしても、その履行が適切に行われていないため、労働法制の有無が経済活動に影響を及ぼしているという結果が得られない可能性が強いのである。同様の指摘は、Caballero, Cowan, Engel and Micco [2004]によってもなされている。

第3節で取り上げた「1947年労働争議法」に関する研究についても、法制度の履行という観点で十分に考慮されているとはいえない。なぜなら、それらの研究では、労働法制を改正している州はその内容に従って法律の履行を行っているということを暗黙のうちに仮定しているからである。しかし、労働争議法に従って解雇などの手続きを行う例は極めて少なく、例えば、1992年1月から1997年8月までの約5年半の間に、中央および州政府に人員整理・一時解雇の許可を求めた企業数は全国でそれぞれ87件と128件で、そのうち許可が与えられた例は、それぞれ21件と39件にすぎなかった(木曾[2003: 224-5])。

実際には、多くの企業が法に触れない形で雇用調整を行っている。解雇規制が適用される事業所では、希望対象の募集といった合法的な手段によって雇用調整を積極的に進めている。さらに、法の抜け道を活用して従業員を解雇する方法も使われているとの指摘がある(木曾 [2003: 227-30])。また、労働法に違反したとしても大した刑罰を受けるわけではないため、抑止力としての罰則の効果に大きな疑問があるということも指摘されている。

結論

労働市場における規制が賃金・雇用や生産活動に与える影響について盛んに議論が行われてきた結果、現在まで数多くの実証的な分析が蓄積されてきた。しかし、技術的な課題やデータ上の制約などが存在するために、マクロ・レベルでの労働法制の影響については、はっきりとした実証的な確証が得られるまでには至っていない。

そのため、近年の実証研究では、産業別のデータや企業別のデータを用いることでよりミクロのレベルで実証分析をしようとする試みが行われている。また、賃金や雇用への影響を分析する場合でも、労働法制がすべての労働者に及ぼす平均的な効果を見るだけにとどまらず、異なる属性(性別・年齢・教育水準など)を持った労働者間での労働法制の効果の違いに分析の焦点を当てる研究も行われている(Autor, Donohue and Schwab [2006]、MacLeod and Nakavachara [2007])。つまり、労働法制は「良い」のか「悪い」のかという二分法に基づく単純化された議論から、どのような属性を持つ企業や労働者が労働法制による影響を受けやすいのかというより緻密な議論へと移行してきているといえ

るのである。

その一方で、法制度が比較的脆弱である開発途上国では、労働法制の果たす役割の重要性そのものに疑問を投げかける研究も見られる。したがって、後発の開発途上国については、労働法制が労働市場や生産活動に与える影響を議論するよりも、教育や職業訓練の制度を整備することで人的資本の水準を向上させ、より質の高い人材を労働市場に供給するための方策を議論することの方がより本質的であると考えられるのである。また、開発途上国では、職探しが伝統的なネットワークに依存して行われる傾向にあるため、労働市場において非効率性が発生しているという点を指摘する研究もみられる（Munshi and Rosenzweig [2006]）。開発途上国の経済発展を促進する上で、労働市場の摩擦をいかに減らすかという政策議論もまた重要な論点である。

参考文献

< 日本語文献 >

江口匡太 [2004] 「整理解雇規制の経済分析」(大竹文雄・大内伸哉・山川隆一編『解雇法制を考える 法学と経済学の視点』勁草書房)。

江口匡太・神林龍 [2008] 「書評論文：雇用法制を巡って 福井秀雄・大竹文雄編著『脱格差社会と雇用法制 法と経済学で考える』」(『日本労働研究雑誌』第 572 号 2・3 月 108-19 ページ)。

奥平寛子 [2008] 「整理解雇判決が労働市場に与える影響」(『日本労働研究雑誌』第 572 号 2・3 月 75-92 ページ)。

木曾順子 [2003] 『インド 開発のなかの労働者 都市労働市場の構造と変容』日本評論社。
福井秀雄・大竹文雄編 [2006] 『脱格差社会と雇用法制 法と経済学で考える』日本評論社。
労働政策研究・研修機構 [2007] 『解雇規制と裁判』労働政策研究・研修機構資料シリーズ No.29。

< 外国語文献 >

Acemoglu, Daron, Philippe Aghion and Fabrizio Zilibotti [2006] “Distance to Frontier, Selection and Economic Growth,” *Journal of the European Economic Association*, 4(1), pp.37-74.

Aghion, Philippe, Robin Burgess, Stephan Redding and Fabrizio Zilibotti [2006] “The Unequalizing Effect of Liberalization: Evidence from Dismantling the License Raj in India,” NBER Working Paper 12031.

- _____ [2008] "The Unequalizing Effect of Liberalization: Evidence from Dismantling the License Raj in India," *American Economic Review*, 98(4), pp.1397-412.
- Aghion, Philippe and Rachel Griffith [2005] *Competition and Growth*, Cambridge University Press: MIT Press.
- Autor, David H. [2003] "Outsourcing at Will: The Contribution of Unjust Dismissal Doctrine to the Growth of Employment Outsourcing," *Journal of Labor Economics*, 21(1), pp.1-42.
- Autor, David H., John J. Donohue and Stewart J. Schwab [2004] "The Employment Consequences of Wrongful-Discharge Laws: Large, Small or None at All?" *American Economic Review*, 94(2), pp.440-6.
- _____ [2006] "The Cost of Wrongful-Discharge Laws," *Review of Economics and Statistics*, 88(2), pp.211-31.
- Autor, David H., William R. Kerr and Adriana D. Kugler [2007] "Does Employment Protection Reduce Productivity? Evidence from US States," *Economic Journal*, 117, pp.F189-217.
- Besley, Timothy and Robin Burgess [2004] "Can Labor Regulation Hinder Economic Performance? Evidence from India," *Quarterly Journal of Economics*, 119(1), pp. 91-134.
- Botero, Juan C., Simeon Djankov, Rafael La Porta, Florencio Lopez-de-Silanes and Andrei Shleifer [2004] "The Regulation of Labor," *Quarterly Journal of Economics*, 119(4), pp.1139-82.
- Caballero, Richard J., Kevin N. Cowan, Eduardo M. R. A. Engel and Alejandro Micco [2004] "Effective Labor Regulation and Microeconomic Flexibility," NBER Working Paper 10744.
- Dertouzos, James N. and Lynn A. Karloy [1992] *Labor-Market Responses to Employer Liability*, Santa Monica: Rand.
- Fallon, Peter R. and Robert E. B. Lucas [1993] "Job Security Regulations and the Dynamic Demand for Industrial Labor in India and Zimbabwe," *Journal of Development Economics*, 40, pp. 241-75.
- Heckman, James J. and Carmen Páges (eds.) [2004] *Law and Employment: Lessons from Latin America and the Caribbean*, Chicago: University of Chicago Press.
- Holmes, Thomas J. [1998] "The Effect of State Policies on the Location of Manufacturing: Evidence from State Borders," *Journal of Political Economy*, 106(4), pp.667-705.
- Kambourov, Gueorgui [2009] "Labor Market Regulations and the Sectoral Reallocation

- of Workers: The Case of Trade Reforms," *Review of Economic Studies*, forthcoming.
- Krueger, Alan [1991] "The Evolution of Unjust-Dismissal Legislation in the United States," *Industrial and Labor Relations Review*, 44(4) pp.644-60.
- Lazear, Edward P. [1990] "Job Security Provisions and Employment," *Quarterly Journal of Economics*, 105(3), pp.699-726.
- MacLeod, Bentley W. and Voraprapa Nakavachara [2007] "Can Wrongful Discharge Law Enhance Employment?" *Economic Journal*, 117, F218-78.
- Miles, Thomas J. [2000] "Common Law Exceptions to Employment at Will and U.S. Labor Markets," *Journal of Law, Economics and Organizations*, 16(1), pp.74-101.
- Munshi, Kaivan and Mark Rosenzweig [2006] "Traditional Institutions Meet the Modern World: Caste, Gender and Schooling Choice in a Globalizing Economy," *American Economic Review*, 96(4), pp. 1225-1252.
- Petrin, Amil and Jagadeesh Sivadasan [2006] "Job Security Does Affect Economic Efficiency: Theory, A New Statistics and Evidence from Chile," Mimeograph, University of Minnesota.
- Sinha, Aseema [2005] *The Regional Roots of Developmental Politics in India: A Divided Leviathan*. New Delhi: Oxford University Press.
- Sharma, Alakh N. [2006] "Flexibility, Employment and Labor Market Reforms in India," *Economic and Political Weekly*, 41(21), pp.2078-85.
- Sundar, Shyam K. R. [2005] "Labor Flexibility Debate: A Comprehensive Review and Some Suggestions," *Economic and Political Weekly*, 40(22 · 23), pp.2274-85.
- Walsh, David J. and Joshua L. Schwarz [1996] "State Common Law Wrongful-Discharge Doctrines: Up-Date, Refinement and Rationales," *American Business Law Journal*, 33(3), pp.645-89.
- World Bank [1995] *World Development Report 1995: Workers in an Integrating World*, New York: Oxford University Press.

表1 Besley and Burgess [2004]の計量分析の結果

| | 被説明変数: 1人あたりの登録部門の製造業の生産額(対数) | | | | |
|-------------------|-------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | OLS | OLS | OLS | OLS | OLS |
| | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) |
| | | | | [西ベンガル州なし] | [州別トレンド項] |
| 労働法制(1期前) | -0.186 (0.064) | -0.185 (0.051) | -0.104 (0.039) | -0.105 (0.041) | 0.0002 (0.020) |
| 1人あたり開発支出 (対数) | | 0.240 (0.128) | 0.184 (0.119) | 0.208 (0.123) | 0.241 (0.106) |
| 1人あたり電力供給 (対数) | | 0.089 (0.061) | 0.082 (0.054) | 0.053 (0.044) | 0.023 (0.033) |
| 州人口(対数) | | 0.720 (0.960) | 0.310 (1.192) | 0.629 (1.189) | -1.419 (2.326) |
| 州の固定効果 | | | | | |
| 年の固定効果 | | | | | |
| 政治コントロール | × | × | | | |
| 州別トレンド項 | × | × | × | × | |
| 調整済み決定係数 | 0.93 | 0.93 | 0.94 | 0.94 | 0.95 |
| 標本数 | 508 | 491 | 491 | 459 | 491 |

(注) Besley and Burgess [2004]の表4に基づき作成。括弧内の数字は、標準誤差を表している。「政治コントロール」とは、各政党が州議会における占めている議席の割合を表す変数のことである。各政党は、(1)「会議派」、(2)「左翼政党」、(3)「ジャナタ党」、(4)「地域政党」の4つのグループに分類されている。各変数の定義の詳細については、Besley and Burgess [2004: 125-32]を参照。

表2 労働規制が労働参加率に与える影響

| | 被説明変数: 男性(15～64歳)の労働参加率 (1990～1994年) | | | | | | | |
|------------|--------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| | OLS | OLS | OLS | OLS | OLS | OLS | OLS | OLS |
| | (1) | (2) | (3) | (4) | [第3五分位以下] (5) | [第3五分位以下] (6) | [第3五分位以下] (7) | [第3五分位以下] (8) |
| 雇用に関する規制 | -6.187 (1.815) | | -4.099 (2.102) | -2.039 (2.164) | -2.271 (2.697) | | -1.389 (2.813) | 0.039 (2.826) |
| 労使関係に関する規制 | | -9.470 (2.527) | -6.701 (2.851) | -6.445 (2.923) | | -5.934 (3.90) | -5.389 (4.055) | -3.194 (3.892) |
| 平均就学年数 | -0.714 (0.152) | -0.678 (0.147) | -0.685 (0.151) | -0.384 (0.191) | -1.072 (0.170) | -1.00 (0.187) | -0.985 (0.192) | -0.667 (0.231) |
| 地域ダミー | × | × | × | | × | × | × | |
| 決定係数 | 0.30 | 0.31 | 0.33 | 0.38 | 0.45 | 0.47 | 0.47 | 0.54 |
| 標本数 | 78 | 78 | 78 | 78 | 47 | 47 | 47 | 47 |

(注) Botero et al. [2004]において用いられているデータ(<http://www.economics.harvard.edu/faculty/shleifer/dataset>)を使用している。括弧内の数字は、標準誤差を表している。「地域ダミー」とは、アフリカの国々についてのダミー変数とアジアの国々についてのダミー変数のことを意味する。(1)と(2)に示されている推計結果は、Botero [2004]と同一の手法を使ってデータが得られるすべての国々をサンプルとして推計したものであるが、値が若干異なる場合がある(Botero [2004]の表8を参照)。(5)～(8)で示されている推計結果は、1人あたりのGDPについて第3五分位以下の国々をサンプルとして行った推計に基づいている。雇用と労使関係に関する規制のインデックスの定義と各国の値については、Botero [2004: 1346-64]を参照。

表3 労働規制が若年労働者の失業率に与える影響

| | 被説明変数: 男性の若年労働者(20～24歳)の失業率 (1991～2000年) | | | | | | | |
|------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | OLS | OLS | OLS | OLS | OLS | OLS | OLS | OLS |
| | (1) | (2) | (3) | (4) | [第3五分位以下] (5) | [第3五分位以下] (6) | [第3五分位以下] (7) | [第3五分位以下] (8) |
| 雇用に関する規制 | 14.632 (4.458) | | 13.769 (4.463) | 9.780 (4.658) | 14.543 (7.349) | | 13.633 (6.747) | 12.716 (7.236) |
| 労使関係に関する規制 | | 11.437 (6.678) | 2.608 (6.039) | 3.626 (5.554) | | 9.769 (12.010) | 4.114 (10.898) | 1.981 (11.846) |
| 平均就学年数 | -0.044 (0.433) | -0.102 (0.437) | -0.039 (0.437) | -0.131 (0.448) | 0.668 (0.671) | 0.665 (0.747) | 0.614 (0.762) | 0.702 (0.771) |
| 地域ダミー | × | × | × | | × | × | × | |
| 決定係数 | 0.13 | 0.04 | 0.14 | 0.20 | 0.13 | 0.07 | 0.13 | 0.18 |
| 標本数 | 52 | 52 | 52 | 52 | 31 | 31 | 31 | 31 |

(注) Botero et al. [2004]において用いられているデータ(<http://www.economics.harvard.edu/faculty/shleifer/dataset>)を使用している。括弧内の数字は、標準誤差を表している。「地域ダミー」とは、アフリカの国々についてのダミー変数とアジアの国々についてのダミー変数のことを意味する。(1)と(2)に示されている推計結果は、Botero [2004]と同一の手法を使ってデータが得られるすべての国々をサンプルとして推計したものであるが、値が若干異なる場合がある(Botero [2004]の表8を参照)。(5)～(8)で示されている推計結果は、1人あたりのGDPについて第3五分位以下の国々をサンプルとして行った推計に基づいている。雇用と労使関係に関する規制のインデックスの定義と各国の値については、Botero [2004: 1346-64]を参照。